

国立大学法人和歌山大学における授業料その他費用に関する規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 87号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額は、次のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部（学部等連係課程実施組織を含む。以下同じ）	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
研究生	月額 28,900 円	84,600 円	9,800 円
特別研究学生	月額 28,900 円	—	—
科目等履修生	1 単位につき 14,400 円	10,000 円	5,000 円
特別聴講学生	1 単位につき 14,400 円	—	—
特別支援学校の高等部	年額 4,800 円	2,000 円	2,500 円

2 和歌山大学学則第75条の2の規定により、本学の標準履修年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の標準履修年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において、出願書類等による選抜（以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

4 小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中学校	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円

授業料その他費用に関する規程

特別支援学校の中学部	1, 500円
------------	---------

5 第1項に規定する特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げるとおりとする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
特別支援学校の高等部	700円	1, 800円
小学校	1, 100円	2, 200円
中学校	1, 300円	3, 700円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円

6 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30, 000円とする。

7 削除

8 平成10年度以前に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

9 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第1項ただし書きの規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

10 第1項の規定にかかわらず、次の者については、授業料を徴収しないものとする。

(1) 特別研究学生で、本学との間において大学間特別研究学生交流協定又は大学間交流協定若しくはこれに準ずるものにより特別研究学生に係る授業料が相互に不徴収とされている他の大学の大学院の学生である者

(2) 特別聴講学生で、本学との間において大学間相互単位互換協定又は大学間交流協定若しくはこれに準ずるものにより特別聴講学生に係る授業料が相互に不徴収とされている他の大学等の学生である者

11 第1項の規定にかかわらず、次の者については、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

(1) 本学大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き本学大学院研究科の博士課程に進学する者

(2) 相互に検定料及び入学料を不徴収とする大学間協定を締結した国立大学の大学院から本学の大学院に転入学を志望する者

12 第1項の規定にかかわらず、学長が特に認めた場合は、授業料、検定料及び入学料の一部、又は全部を不徴収とすることができる。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、その他定めのある場合を除き、前期にあつては5月、後期にあつては11月に徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を終了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(入学料の徴収方法)

第8条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第9条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(開放授業に伴う聴講料の額及び徴収方法)

第10条 和歌山大学学部開放授業規程第7条第2項の規定による開放授業に関する聴講料等の額は、次のとおりとする。

区 分	聴 講 料
開放授業受講者	1科目につき 11,000円

2 聴講料は、出願手続時に徴収するものとする。

(学位論文審査手数料の額及び徴収方法)

第11条 学位論文審査手数料は、1件当たり57,000円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

(寄宿料等の額及び徴収方法)

第12条 本学において徴収する寄宿料等の額は、次の表のとおりとする。

区 分	寄宿料等
学生寮（男子・女子）	月額 4,300円

授業料その他費用に関する規程

留学生用借上宿舎	月額 27,000 円
----------	----------------

- 2 寄宿料等は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、修学期間前に留学生用借上宿舎に入舎が必要な場合、寄宿料等は免除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料等の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、その他本学の費用に関しては、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第345号)

- 1 この改正規程は、平成16年11月26日から施行する。
- 2 平成16年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成16年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第420号)

この改正規程は、平成17年3月31日から施行し、平成17年度に係る授業料から適用する。

附 則 (平成18年2月24日一部改正：法人和歌山大学規程第470号)

この改正規程は、平成18年2月24日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第591号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月7日一部改正：法人和歌山大学規程第862号)

- 1 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年9月30日付けの除籍者の復籍料は、第10条の2第1項の規定にかかわらず、「授業料の年額の2分の1相当額」×「授業料未納の期の数」の額とする。

附 則 (平成25年2月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1377号)

この改正規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1853号)

この改正規程は、平成28年9月29日から施行する。

附 則 (平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1883号)

この改正規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2141号)

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に国際交流会館に居住し、退去後引き続き留学生用借上宿舎に同居する者に係る寄宿料等については従前の例による。

附 則 (令和3年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第2353号)

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2368号）

- 1 この改正規程は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 令和3年12月31日時点において、履修できる期間の残期間がある科目等履修生については、この改正規程に関わらず、なお従前の例による。
- 3 令和3年12月31日時点において、登録期間の残期間がある開放授業受講者については、この改正規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年7月14日一部改正：法人和歌山大学規程第2373号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2565号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年度に社会インフォマティクス学環に入学する者に係る入学料及び検定料は、改正後の規定を適用する。